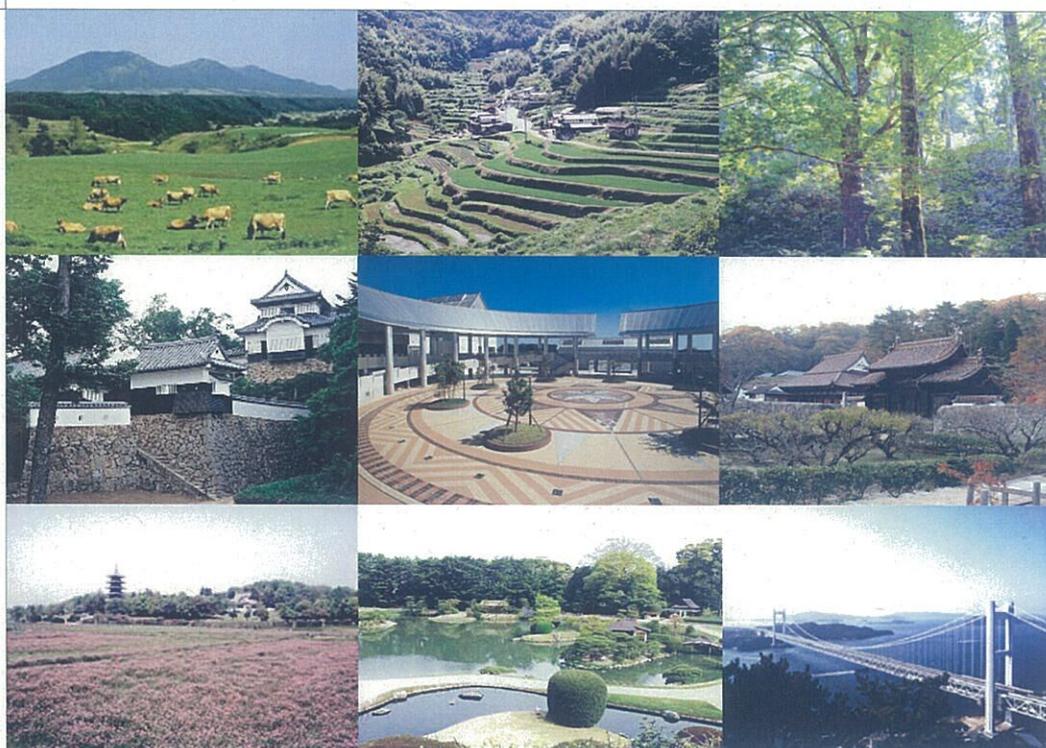


晴れの国 おかやま景観計画

≫次世代につなぐ、快適で文化の薫り高い景観づくり



岡山県



目 次

1	目 的	1
2	岡山県の景観特性	1
2-1	県土全体の景観特性	2
2-2	地域別景観特性	3
2-3	類型別景観特性	4
3	岡山県景観計画	5
3-1	基本的考え方	5
3-2	景観計画区域	5
3-2-1	景観計画区域	5
3-2-2	景観モデル地区・背景保全地区	6
3-3	景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	7
3-3-1	景観計画区域全体の景観形成方針	7
3-3-2	地域別の景観形成方針	10
3-3-3	類型別の景観形成方針	11
3-3-4	景観モデル地区の景観形成方針	12
3-3-5	背景保全地区の景観形成方針	13
3-4	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	14
3-4-1	景観計画区域(景観モデル地区を除く)における行為の制限	14
3-4-2	景観モデル地区における行為の制限	14
3-4-3	背景保全地区における行為の制限	15
3-5	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	15
3-6	その他良好な景観の形成に必要な事項	16
3-6-1	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	16
3-6-2	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	16
資料	景観形成基準の概要	17
参考	晴れの国 おかやま景観計画(案)概要図	21
	景観法の仕組み	22
	景観法の対象地域のイメージ	23

1 目的

>>おかやまの景観を子供達に手渡すために

岡山県は、景観づくりの先進県として、県による総合的な景観条例の制定としては全国的にも極めて早く、昭和 63 年に景観条例を制定し、県土の均衡ある景観形成を進めてきましたが、景観法の制定を契機に、これまでの取組みを前進させ、県民との継続的協働のための施策を充実していく必要があると考えています。

この景観計画は、優れた景観を次の時代に引き継ぐための景観形成指針として、県民一人一人の景観に対する意識を高め、県民と行政が協働して「おかやまの景観づくり」に取り組む姿勢を示すものです。

※岡山県の景観形成施策のあゆみ

岡山県では、昭和 63 年 3 月に、都道府県では全国 4 番目に制定した岡山県景観条例に基づき、これまでに次のような景観形成施策に取り組んできました。

- 大規模行為の届出
- 景観モデル地区の指定（吉備高原都市地区、渋川・王子が岳地区）
- 背景保全地区の指定（閑谷地区）
- 景観対策推進アドバイザーの設置
- 公共事業等景観形成基準の策定
- 景観形成住民協定の認定

2 岡山県の景観特性

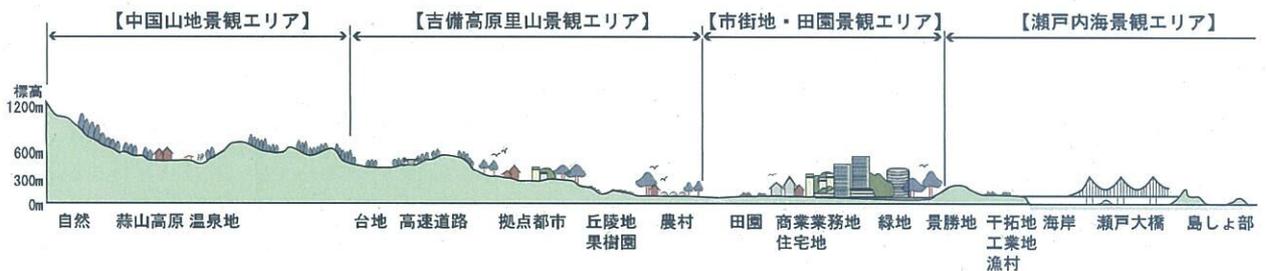
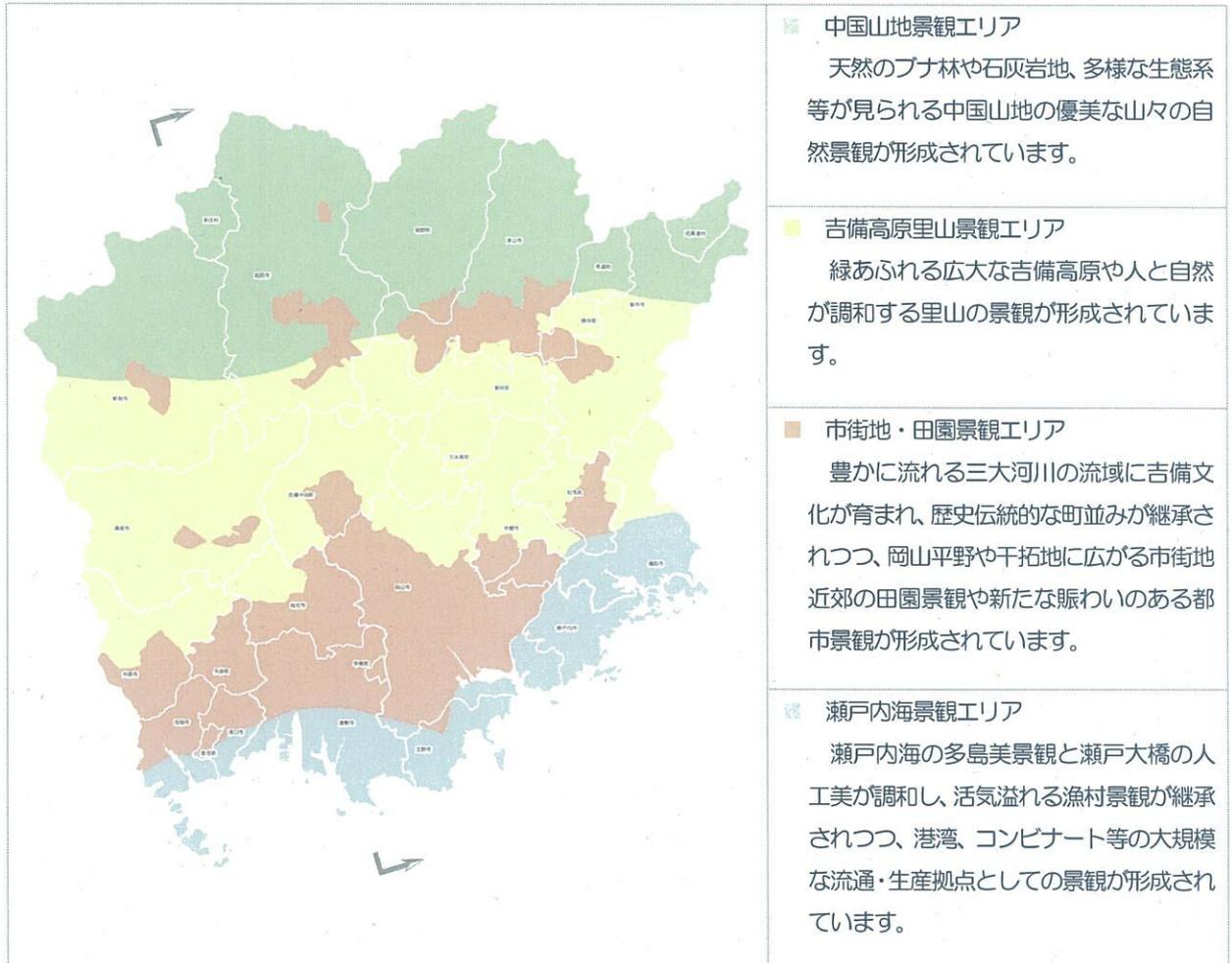
>>景観は、みんなの財産です

岡山県は、中国山地の美しい景観や、緑あふれる吉備高原の広大な景観、三大河川の水辺の景観、瀬戸内海が多島美の景観など多様性・固有性に富む景観や、歴史・文化の薫り高い町並みや田園景観など地域性豊かな景観を数多く有しています。

これらの景観は、日本における「おかやま」のイメージを創り出し、私たちの心に「ふるさと」を感じさせ、暮らしに快適で潤いのある環境を与えてくれる、県民の共有財産です。

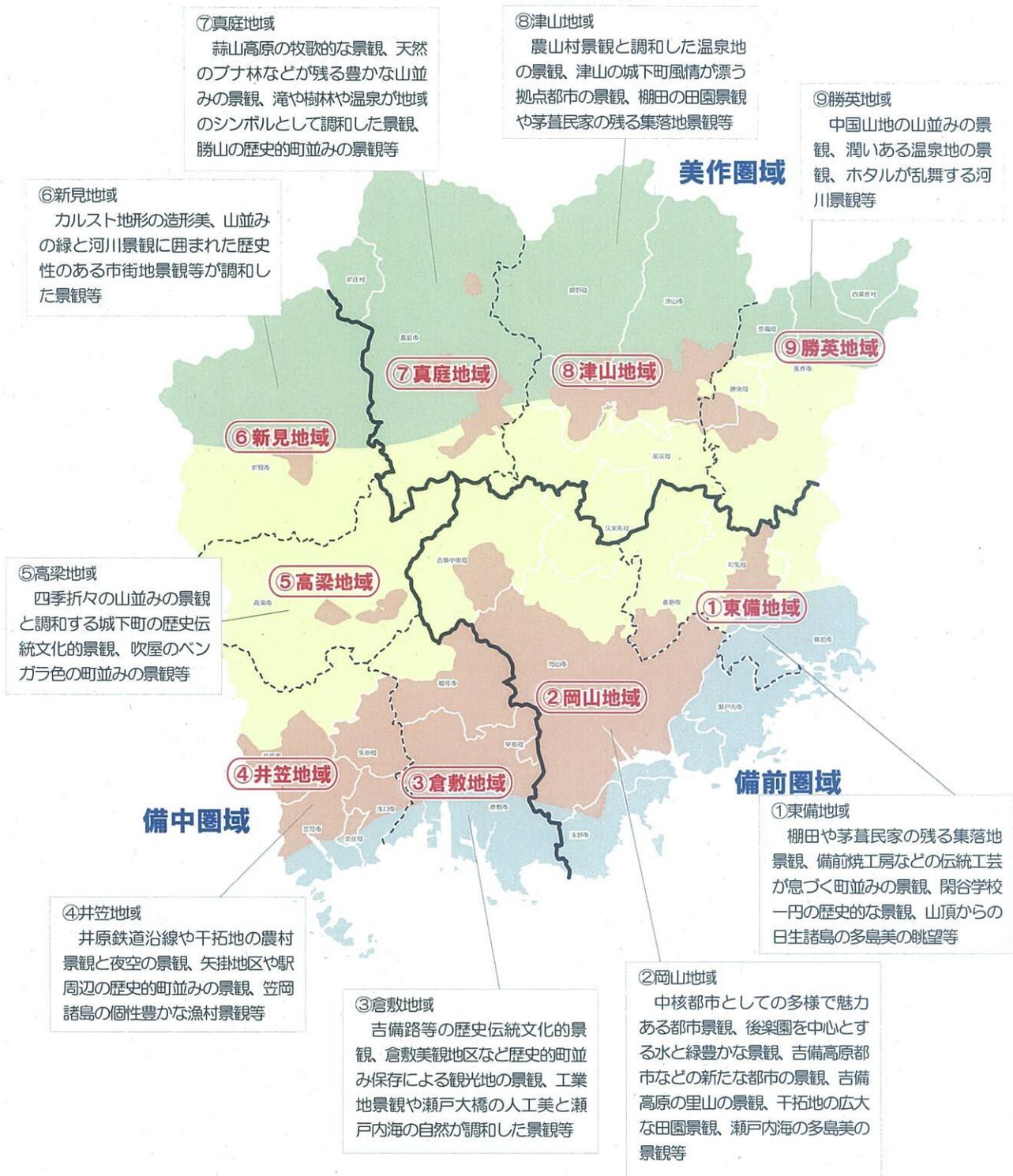
2-1 県土全体の景観特性

県土全体の景観を広域的に捉えると、「中国山地」「吉備高原里山」「市街地・田園」「瀬戸内海」の4つの特徴のある、多様な景観から成り立っていることがわかります。



2-2 地域別景観特性

県内を9つの地域に区分して、地域別景観をみると、次のような特徴があります。



2-3 類型別景観特性

私たちが目にする景観はさまざまな姿を見せています。また、それぞれの景観に特徴があります。

◇都市的景観

① 工業地景観

臨海部の大規模工場群や内陸部の工業団地の大規模で威圧感のある工業地の景観

② 商業業務地景観

賑わいある中心市街地の景観、幹線道路沿道に立地する商業施設の景観

③ 住宅地景観

緑の多い潤いある美しい住宅地の景観、小規模住宅地が密集する景観

◇農林漁業的景観

④ 集落地景観

農地、里山により創り出される地域性豊かな農村景観、漁港を中心とした漁村景観

⑤ 田園景観

平野部の広々とした田園景観、丘陵部の果樹園の景観、棚田の景観

◇自然的景観

⑥ 自然景観

国立・国定公園などの優れた自然の景観、雑木林等の里山の景観

⑦ 緑地景観

農地、社叢林などの緑の景観、公園やレクリエーション施設の緑地の景観

◇軸線景観

⑧ 道路景観

都市の顔となる駅前広場や大通りの景観、沿道の自然等により印象が変化する軸線的な景観

⑨ 河川景観

都市や居住空間に潤いを与える水辺の景観、豊かな自然とスケールを与える開放的な景観

⑩ 海岸景観

港湾施設や臨海工業地帯の人工的な海岸景観、白砂青松と多島美からなる瀬戸内海の景観

◇歴史的・文化的景観

⑪ 歴史的・文化的景観

城下町、門前町や宿場町、伝統工芸が継承されてきた文化的町並みの景観

◇公共施設景観

⑫ 公共施設景観

地域のシンボルとなる公共施設の景観

3-1 基本的考え方

■ 現行景観条例の継承

現行の岡山県景観条例の仕組みは、基本的に継承します。

■ 県民との協働による景観形成

NPO等との協働や関係部局との連携により、県民の景観意識の啓発や、主体的活動を支援する体制を確立します。

■ 市町村の支援による景観形成

市町村が景観行政団体として景観づくりの主体となることから、県計画では、景観形成のガイドラインを示すことにより、市町村の景観行政の取り組みを積極的に支援します。また、県土全体の景観形成の整合性を図ります。

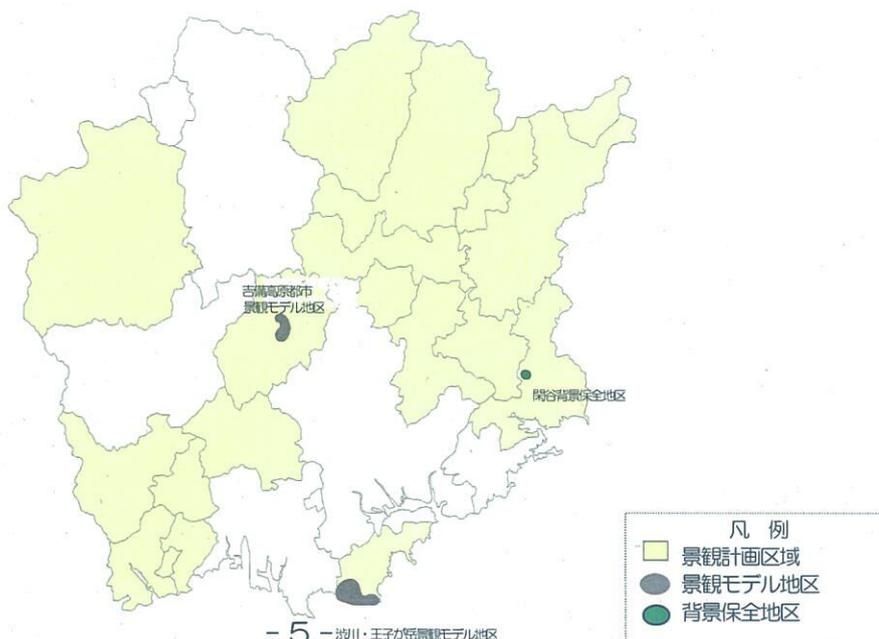
■ 規制誘導による景観形成

届出・勧告を基本とする規制誘導に加えて、建築物等の形態意匠が景観形成基準の制限に適合しない場合は、実効性を確保するため、変更命令等の対象とします。

3-2 景観計画区域

3-2-1 景観計画区域

この計画は、景観行政団体である市町村（指定都市及び中核市並びに県と協議をした市町村）の区域を除く「岡山県全域」を対象とします。（ただし、県と協議をした市町村であっても、条例又は景観計画により行為の規制を定めるまでは、その区域を対象とします。）



3-2-2 景観モデル地区・背景保全地区

■ 景観モデル地区

景観計画区域のうち、県民に親しまれ、県民の誇りとなる景観を有する地域、新たに優れた景観を創造すべき地域を「景観モデル地区」とします。

①吉備高原都市景観モデル地区



②渋川・王子が岳景観モデル地区



■ 背景保全地区

景観計画区域のうち、県民に親しまれ、県民の誇りとなる優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要となる地域を「背景保全地区」とします。

閑谷背景保全地区



(注) 「後樂園背景保全地区」は、岡山市景観計画で定められています。

3-3 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

3-3-1. 景観計画区域全体の景観形成方針

■ 基本理念

私たちのふるさと岡山は、変化に富んだ美しい自然に恵まれるとともに、幾多の歴史的遺産や落ち着いた佇まいをみせる町並みなど、先人に生まれ引き継がれてきた、優れた景観を有しています。

美しく豊かな景観は、県民の共有財産であり、人間の働きかけにより良くも悪くもなるものです。県民一人一人が景観に対する関心と自覚を持って快適な生活環境の維持向上に取り組むことが最も重要です。

また、県及び市町村は行政としての責任を認識し、景観形成施策を積極的に推進し、県民や事業者と協働しながら、良好な景観形成の推進を図っていきます。

このように、県民、事業者、市町村、県が、それぞれの責務を担いながら、相互に連携を図り、「次世代につなぐ 快適で文化の薫り高い景観づくり」を進めていくこととします。

■ 景観形成に関する基本方針

基本方針

- ① 人間と自然の長い営みによりつくりあげられた景観を守り育てます。
- ② 地域の特性を生かした個性的な景観づくりを住民とともに進めます。
- ③ 日常的な生活環境において、快適でうるおいのある景観づくりを進めます。

効果的な施策の推進

- 景観アドバイザーを県民、事業者、市町村等へ派遣して景観に関する事前相談にも応じるなど、一層充実した運用を図ります。
- 一定規模以上の建築物や工作物の建設等、屋外における物件の堆積、土石の採取、鉱物の掘採については、景観計画区域全域を対象として、周辺の環境との調和のとれた景観誘導を行います。
- 景観関係法令に基づく施策は、施策間の総合調整や機能分担により、効果的かつ効率的に実施していきます。
- 社会資本の整備は、「公共事業等景観形成基準」に基づき、国、県、市町村及び公共的団体が相互に密接な連携を図りながら、景観形成を推進するための事業の積極的な展開を図ります。

普及啓発

- 岡山らしさにあふれた景観を「おかやま景観百選」として選定し、ホームページやパンフレットを作成して紹介します。
- 関係部局や市町村と連携して、「景観シンポジウム」を開催します。
- 景観形成に関する諸制度や景観づくりの優れた取り組み等を取りまとめて、ホームページ「おかやまの景観」を開設して一元的に情報発信します。

市町村との連携

- 現在指定されている景観モデル地区及び背景保全地区については、継続的、重点的に景観形成を推進していくこととし、他の優れた景観を有する地域等については、市町村が景観行政団体として重点的に景観形成を推進すべき地域を選定して、住民と一体となって良好な景観の形成を図ることが望まれます。
- 景観協議会を組織するなどして、県内及び隣接県の景観行政団体間の利害の異なる課題について協議・調整を図ります。



- 「景観整備機構」等と協働して良好な景観形成を推進する事業に取り組みます。
- 地域住民が「景観協定」を締結しようとする場合に、景観アドバイザーを派遣して助言するなど、地域のきめ細かな取り組みを積極的に支援します。
- 「景観リーダー」を公募して、地域の景観づくりのリーダーとなる人材を育成します。
- 地域の景観形成に寄与する優れた景観づくりの取り組みを「景観おかやま大賞」として表彰します。

■ 景観形成における役割と責務



- 地域の特性を尊重し、県土の均衡ある景観形成が支障なく整合的に行われるように景観形成の方向性を示し、基本的かつ総合的な施策を策定し実施します。



- 景観行政団体となる市町村は、県の景観計画との整合性や他の景観行政団体との相互連携に留意しながら、地域の実情に応じたきめ細やかな景観形成の取り組みを行うように努めるものとします。
- 景観行政団体とならない市町村は、県が策定する景観計画に沿って当該市町村の特性を生かした景観形成を推進するための施策を策定し、これを実施するように努めるものとします。



- 景観形成の重要性を認識し、自らその実践を図るとともに、県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に積極的に協力するように努めるものとします。



- 事業活動の実施に当たり、自ら又は県民と協調して、景観形成が推進されるように必要な措置を講じます。
- 県及び市町村が実施する景観形成に関する施策に協力するように努めるものとします。

3-3-2 地域別の景観形成方針

県土の多様な景観を生かし、守り育て、創出していくための地域別の方針を示します。

①東備地域	<ul style="list-style-type: none"> ・備前焼のふるさととしての地域の個性を生かし、歴史的建造物の背景を保全しつつ、歴史や文化と自然が調和した市街地の景観形成を図ります。 ・瀬戸内海の多島美を広域的な観点から保全し、自然と人が共生した地域をイメージづける景観形成を図ります。 	
②岡山地域	<ul style="list-style-type: none"> ・吉備高原都市景観モデル地区を中心に、新しい市街地の計画的な景観形成を図ります。 ・渋川・王子が岳景観モデル地区を中心に、瀬戸内海沿岸部をイメージづける個性的な景観を生かした景観形成を図ります。 	
③倉敷地域	<ul style="list-style-type: none"> ・高梁川の流れと周辺の山並みが調和した美しい自然の景観を生かした景観形成を図ります。 ・吉備路一帯の古墳や歴史的建造物等を地域の景観の核とし、周辺の田園景観や山並みの緑に配慮した広域的な市街地の景観形成を図ります。 	
④井笠地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を特徴づける美しい星空、井原鉄道沿線や干拓地の田園景観を生かした景観形成を図ります。 ・寄島や笠岡諸島の多島美や伝統的な集落地景観等の地域性を生かし、人々の暮らしと自然が調和した景観形成を図ります。 	
⑤高梁地域	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に残る歴史伝統文化的資産を保全活用し、吉備高原の山並みに調和した景観形成を図ります。 ・高梁川上流県立自然公園を中心とした河川景観と幹線道路沿いの景観は、弥高山等からの眺望に配慮し、一体的な景観形成を図ります。 	
⑥新見地域	<ul style="list-style-type: none"> ・備作山地県立自然公園を中心とした森林の景観や眺望に配慮した広域的な保全を図ります。 ・市街地に残る歴史伝統文化的資産を保全活用し、吉備高原の山並みや河川景観に調和した地域性豊かな景観形成を図ります。 	
⑦真庭地域	<ul style="list-style-type: none"> ・大山隠岐国立公園、湯原奥津県立公園を中心とする雄大な自然の景観と調和し、高原や温泉地の観光に配慮した景観形成を図ります。 ・旭川流域の盆地に形成される自然と調和し、勝山の歴史伝統文化的資産を活用した拠点となる市街地の広域的な景観形成に取り組みます。 	
⑧津山地域	<ul style="list-style-type: none"> ・津山市周辺の歴史伝統文化的資産を保全活用し、県北部の拠点都市の広域的な景観形成を図ります。 ・氷ノ山後山那岐山国定公園、湯原奥津県立自然公園を中心とする自然景観と調和し、高原や温泉地の特徴を生かした景観形成を図ります。 	
⑨勝英地域	<ul style="list-style-type: none"> ・氷ノ山後山那岐山国定公園を中心とした眺望に配慮し、自然保護と観光のバランスある保全に取り組みます。 ・吉井川中流県立自然公園を中心とした河川景観や、棚田を中心とした農村景観を保全・育成します。 	

3-3-3 類型別の景観形成方針

景観全体を構成する類型別の景観ごとに景観形成の方針を示します。

都市的景観	①工業地 景観	<ul style="list-style-type: none"> 安全で周囲と調和した親しみのある工業地の景観形成を図ります。 大規模な工場施設群は、威圧感を和らげるように色彩等の工夫を施します。 	
	②商業 業務地 景観	<ul style="list-style-type: none"> 地域性イメージを彷彿させる駅前やシンボルロードの整備を図ります。 賑わいある商業業務地の景観形成を図ります。 	
	③住宅地 景観	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた安らぎのある住みやすい住宅地の景観形成を図ります。 周辺景観と調和する建物や生活道路の景観形成を図ります。 	
農林漁業的景観	④集落地 景観	<ul style="list-style-type: none"> ふるさとも感じ、地域の伝統文化を映し出す集落地景観の保全を図ります。 農地、里山、漁港などと一体となった農山漁村の景観形成を図ります。 	
	⑤田園 景観	<ul style="list-style-type: none"> 平野部の田園、自然を巧みに利用した田園景観の継承を図ります。 小川や自然林に調和した田園景観等の保全を図ります。 	
自然的景観	⑥自然 景観	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園内の天然林による緑豊かな山間地の景観保全を図ります。 山間部の豊かな緑を保全する美しい森づくり運動の促進を図ります。 	
	⑦緑地 景観	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の緑化推進を図ります。 都市の緑の背景をなす丘陵地の景観保全を図ります。 	
軸線景観	⑧道路 景観	<ul style="list-style-type: none"> シンボル性のある道路、自然と調和した道路景観等の形成を図ります。 行政と住民との協働による道路景観の形成を図ります。 	
	⑨河川 景観	<ul style="list-style-type: none"> 自然の保全等によるうるおいとやすらぎのある河川の景観形成を図ります。 護岸の色彩等に配慮し、美しく親しみのある水辺の景観形成を図ります。 	
	⑩海岸 景観	<ul style="list-style-type: none"> 白砂青松の浜辺と磯とが織りなす海岸の自然景観を保全します。 周辺の自然景観に調和した港湾、工場群の景観形成を図ります。 	
	⑪歴史的・ 文化的景観	<ul style="list-style-type: none"> 地域の誇りとなる歴史的・文化的景観の継承と活用を図ります。 核となる景観資産の保存活用と地域性を尊重した景観形成を図ります。 	
	⑫公共施設 景観	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観をリードする公共施設による景観形成を図ります。 公園や役所、集会施設などを中心とした景観形成を図ります。 	

3-3-4 景観モデル地区の景観形成方針

■ 吉備高原都市景観モデル地区

(1) 基本方針

- ① 潤いのある緑豊かな自然を保全・活用した景観の形成



- ② 隣接するのどかで美しい吉備高原独特の景観との調和に配慮した景観の形成



- ③ 安らぎとゆとりを感じさせる魅力的な新都市景観の形成



(2) 景観形成のための勧告、変更命令及び要請に関する事項

- ① 自然緑地の保全に努めます。
- ② 周辺の田園集落や丘陵地との調和に配慮し、それらの周辺地との連続性を保つように努めます。
- ③ 吉備高原の高原地特有の自然豊かな景観特性と調和した安らぎとゆとりを感じさせる魅力的な新都市景観の形成に努めます。

(1) 基本方針

① 自然を生かした景観の形成



② 山頂や海上、海岸線からの眺望に配慮した景観の形成



③ 魅力的で自然を生かしたレクリエーション景観の形成



(2) 景観形成のための勧告、変更命令及び要請に関する事項

- ① 自然緑地の保全に努めます。
- ② 地域の景観の質を高めるよう個々の要素の育成に努めるとともに、背景となる周辺景観においては、統一的な景観形成に努めます。
- ③ 海上・海岸線からの眺望、及び山地・丘陵の展望地から瀬戸内海への眺望に配慮します。

3-3-5 背景保全地区の景観形成方針

- 近景においては、主要眺望地点から大規模行為が望見されないようにします。
(近景とは主要眺望地点からの距離が400m以下のものです。)
- 中・遠景において、やむを得ず望見されることとなる場合には、位置、規模、形態、意匠、色彩、素材等について、主要眺望地点からの景観に及ぼす影響を極力軽減するようにします。
また、広告板等は、主要眺望地点から望見されないようにします。
(中・遠景とは主要眺望地点からの距離が400mを超えるものです。)

主要眺望地点とは…

閑谷背景保全地区	<ul style="list-style-type: none"> ①講堂の南側廊下の中央面から 1.5mの高さ ②芝生広場の公門正面の南端地面から 1.5mの高さ
----------	---

3-4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

3-4-1 景観計画区域（景観モデル地区を除く）における行為の制限

■ 届出対象行為

次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事に届け出る必要があります。

行為の種類	届出対象規模(大規模行為)
①建築物の建築等、工作物の建設等	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
②屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・高さ5m又は当該行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの
③土石の採取、鉱物の掘採	・当該行為に係る土地の面積が1,000㎡を超えるもの又は高さ5m及び長さ10mを超える法面、擁壁を生じるもの

■ 景観形成基準

資料「景観形成基準の概要」の表1に概要を示しています。

3-4-2 景観モデル地区における行為の制限

■ 届出対象行為

次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ知事に届け出る必要があります。

行為の種類	届出対象規模
①建築物の建築等	・当該行為に係る床面積の合計が10㎡を超えるもの ・新築後、増築後、改築後又は移転後の高さが5mを超えるもの
②工作物の建設等	・高さが5mを超えるもの ・擁壁、垣、さく等は高さが1.5mを超えるもの
③木竹の伐採	・高さが10mを超えるもの、又は、伐採面積が500㎡を超えるもの
④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・高さが1.5mを超えるもの、又は、当該行為に係る部分の水平投影面積が100㎡を超えるもの
⑤土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓	・当該行為に係る面積が500㎡を超え、又は、高さが1.5mを超える法面又は擁壁を生じるもの

■ 景観形成基準

資料「景観形成基準の概要」の表2に概要を示しています。

3-4-3 背景保全地区における行為の制限

■ 事前指導対象行為

背景保全地区内における大規模行為については、事前指導を行うことができるものとします。

■ 事前指導（景観形成）基準

資料「景観形成基準の概要」の表3～4に概要を示しています。

3-5 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

■ 景観重要建造物の指定の方針

当該建造物の外観の景観上の特徴が、次のいずれかに該当するものを景観重要建造物として指定し、保全することとします。

- 地域の自然や歴史・文化・風土などにより育まれた特徴的な外観を有し、地域景観の中でランドマークや核を形成すると考えられるもの。
- 歴史や文化財としての価値に係わらず、地域住民に大切に守られ、地域社会の誇りとなっているもの。
- 新たに周辺の自然景観などと調和した景観を創出し、地域の景観形成に主導的な役割を果たすと考えられるもの。
- 地域景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術、石積み等の造園技術、農林水産業の生産施設等、素材に地域の特産を使用しているもの、その時代の匠や職人の技が光るものなど。

■ 景観重要樹木の指定の方針

当該樹木の樹容等が、次のいずれかに該当するものを景観重要樹木として指定し、保全することとします。

- 地域のシンボルとして人々に愛され、自然や生活環境、美観、風致を維持するために重要な役割を担うと考えられるもの。
- 種類、樹齢、植物学的価値や、自然保護的価値に係わらず、地域住民に大切に守られ、地域社会の誇りとなっているもの。
- 新たに周辺の自然景観、建築物などと調和した地域イメージを生みだし、地域の景観形成に重要な役割を果たすと考えられるもの。

3-6 その他良好な景観の形成に必要な事項

3-6-1 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

■ 行為の制限

- 景観計画区域内においては、大規模な屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して、位置、形態、意匠、色彩、材料等について、周辺の景観との調和が保たれるよう必要な制限を定めるものとします。
- 景観モデル地区内においては、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して、過度の広告表現による不調和をなくし、周辺の景観に著しい違和感を与えないように配慮し、建築物、工作物及び他の広告物との調和が保たれるよう必要な制限を定めるものとします。

■ 屋外広告物条例との調整

- 屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可を受ける必要があります。
- 屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物については、景観計画に基づく届出は不要です。

3-6-2 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

■ 計画策定に関する基本的事項

景観農業振興地域整備計画区域内の農用地、農業用施設等について、効率性や生産性の向上を目標とした整備を図りつつ、良好な農山村景観を保全・創出するための農地管理や景観作物の団地化など、地域の特徴ある景観に配慮した農業上の土地利用を図ります。

■ 保全・創出すべき地域の景観の特色

- 棚田や周辺の里山、ため池、水路、集落等が一体となった農山村景観
- ブドウ、桃等の果樹園からなる農山村景観
- 山麓に広がる放牧地や草地等の丘陵地からなる農山村景観 など

■ 景観を保全・創出するための方針

- ① 景観と調和のとれた良好な営農条件の確保



- ② 住民合意によるきめ細やかな景観のルールづくり



- ③ 地域ぐるみの農地の維持管理活動の促進



表1 景観計画区域（景観モデル地区を除く）における景観形成基準の概要

①建築物の建築等、工作物の建設等

位置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。 ・道路等の公共用地からできるだけ大きく後退すること。 ・山稜の近傍にあっては稜線を乱さないようにすること。 ・優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮すること。
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないようにすること。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし周辺景観との調和に配慮すること。 ・屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。
素材及び材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 ・地域の優れた景観を特徴づける素材及び材料の活用に配慮すること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。

②屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等公共用地からできる限り遠隔地から堆積を始めること。 ・できるだけ整然とした堆積とすること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周囲の緑化に努める等、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。

③土石の採取、鉱物の掘採

採取又は掘採の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を乱さないような方法とすること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周囲の緑化に努める等、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
事後措置	<ul style="list-style-type: none"> ・採取、掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。

表2 景観モデル地区における景観形成基準の概要

①建築物の建築等、工作物の建設等

位置	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた景観資源に隣接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。 ・山稜の近傍にあっては稜線を乱さないようにすること。 ・道路境界線等からできるだけ後退した位置とすること。 ・主要な展望地点等の重要な視点場の近傍にあっては、眺望を乱さないよう配慮した位置とすること。（渋川・王子が岳景観モデル地区）
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・自然緑地景観を生かせるように建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図ること。 ・高さをできるだけ抑えること。 ・周囲の建築物や背景となる丘陵地、樹林等のスケールと調和するように配慮すること。 ・特にレクリエーション施設については、スカイラインや海浜の自然地形を著しく乱すようなスケールは避けること。（渋川・王子が岳景観モデル地区）
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。 ・周辺の山稜や樹林地等との調和に配慮し、原則として勾配のある屋根を設けること。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 ・奇抜な意匠は避け、調和の取れた落ち着きのある街並み景観となるように配慮すること。（吉備高原都市景観モデル地区） ・レクリエーション施設については、海や山の雰囲気高め、親しみやすく、かつ、魅力的な意匠となるよう配慮すること。（渋川・王子が岳景観モデル地区）
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告物は建築物の色彩と調和するものとし、壁面広告物の下地の色彩は壁面と合わせるものとする。 ・落ち着いた色調を基調とし、自然に溶け込むように周辺の自然景観との調和に配慮すること。（吉備高原都市景観モデル地区、渋川・王子が岳景観モデル地区）
素材及び材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 ・できるだけ地域の景観を特徴付ける石材、木材等の自然素材を使い、これにより難しい場合は、これを模したものをを用いること。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講ずること。 ・自然植生を考慮し、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 ・海水浴施設が海上から目立ちにくい位置に設置できない場合は、施設の前面には積極的な緑化による遮へい措置に努めること。（渋川・王子が岳景観モデル地区）

②木竹の伐採

伐採方法	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の伐採は極力控えること。 ・木竹の伐採を行う場合は、必要最小限に留め、道路から望見できる樹姿又は樹勢の優れた樹木は伐採を控え、その周囲に移植すること。 ・海浜部の松林については、原則として伐採しないこと。（渋川・王子が岳景観モデル地区）
事後の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の植生を勘察して植栽等の代替措置を講じること。

③屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

堆積の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲からできるだけ見えないような位置とし、道路等の公共用地からできるだけ遠隔地から堆積を始めること。 ・高さをできるだけ低いものとし、整然とした堆積とすること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周囲には、常緑の中・高木を植栽し、できるだけ修景緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。 ・自然植生を考慮し、周囲の樹木との調和が得られる樹種とすること。

④土石の採取、鉱物の掘採

採取又は掘採の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取、鉱物の掘採は行わないように努めること。 ・周囲の道路等から見えないような方法を工夫すること。 ・できるだけ法面を大きくしないようにすること。 ・海上や主要な展望地点から望見できる地域における行為は避けること。（渋川・王子が岳景観モデル地区）
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
事後措置	<ul style="list-style-type: none"> ・採取、掘採後の法面等は、周囲の景観との調和に配慮し緑化に努めること。

⑤土地の形質の変更

変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・極端な形質の変更が行われないように工夫し、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。
敷地の緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内の木竹は、できるだけ保全に努め、敷地の周囲には樹木等の植栽により、緑化措置を講じること。

⑥水面の埋立て又は干拓

埋立て又は干拓後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・極端な形質の変更は行わないように工夫するとともに、水面の埋立て又は干拓後の地形が周辺地形と調和が図られるように配慮すること。
敷地の緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内の木竹は、できるだけ保全に努め、水面の埋立て又は干拓によって生ずる法面や残地等では、できるだけ修景緑化を図ること。

表3 背景保全地区（近景）における事前指導（景観形成）基準の概要

①全ての大規模行為

位置	・主要眺望地点から望見されない位置とすること。
規模	・主要眺望地点から望見されない規模とすること。

表4 背景保全地区（中・遠景）における事前指導（景観形成）基準の概要

①建築物の建築等、工作物の建設等

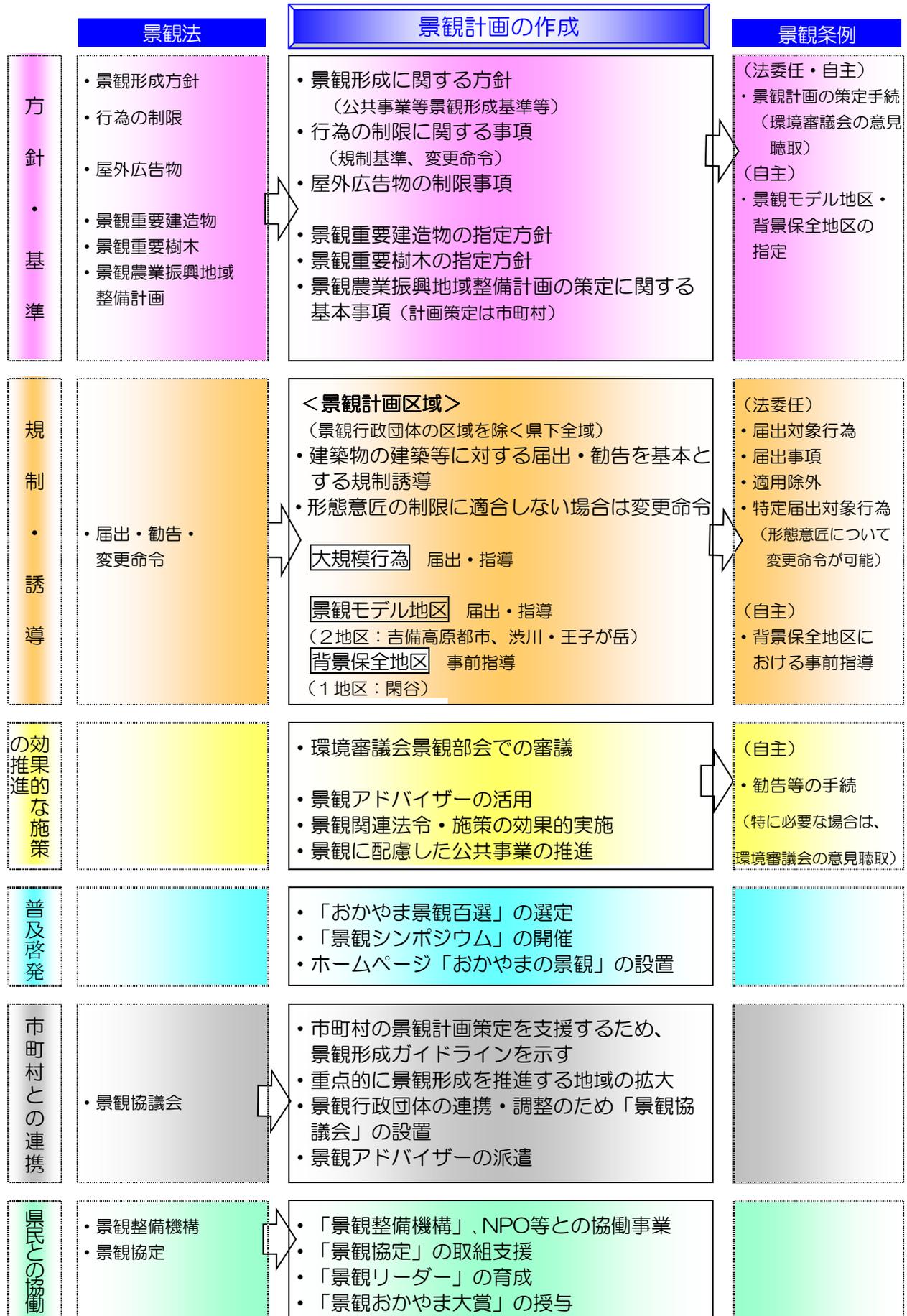
位置	・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 ・主要眺望地点からの見え方を軽減する配置とすること。 ・広告板等は主要眺望地点から望見されないこと。
規模	・高さをできるだけ抑えて、主要眺望地点からの見え方を軽減すること。
形態	・主要眺望地点からの見え方に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。
意匠	・主要眺望地点からの見え方に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
色彩	・主要眺望地点からの見え方に配慮し、周辺の自然や空に溶け込む色彩とすること。
素材及び材料	・主要眺望地点からの見え方に配慮し、反射光のある素材、材料を外部の大部分にわたって使用しないこと。
敷地の緑化	・敷地内においては、既存の樹木等についてはできるだけ残すよう努めるとともに、主要眺望地点からの見え方に配慮した緑化に努めること。

②屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

堆積の方法	・積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とするとともに、主要眺望地点からの見え方に配慮し、積み上げの高さをできるだけ抑えること。
遮へい	・敷地周囲及び擁壁等構造物についての修景緑化に努める等、主要眺望地点からの見え方に配慮した遮へい措置を講ずること。

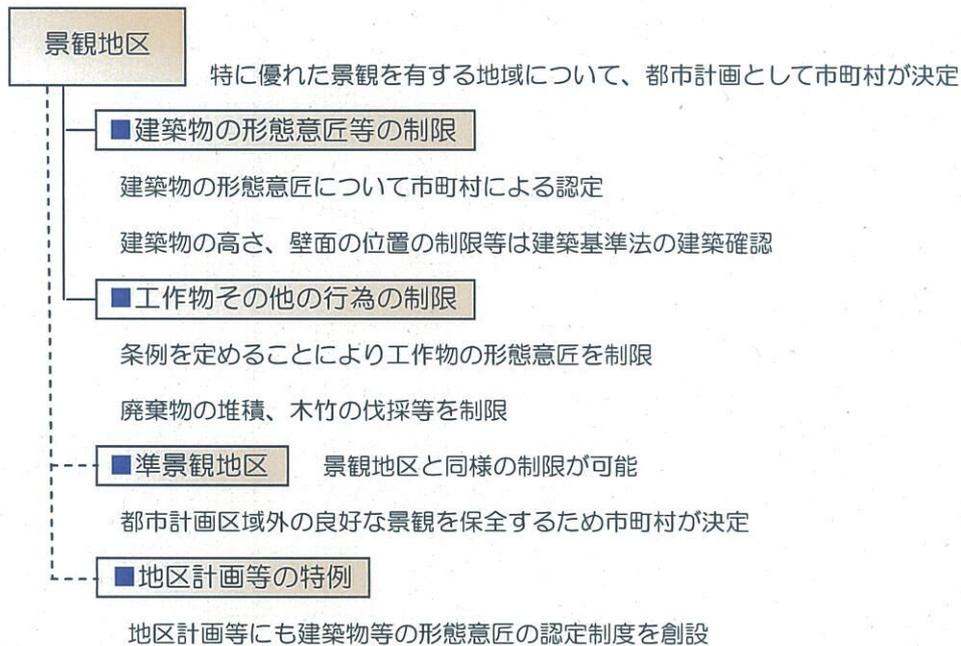
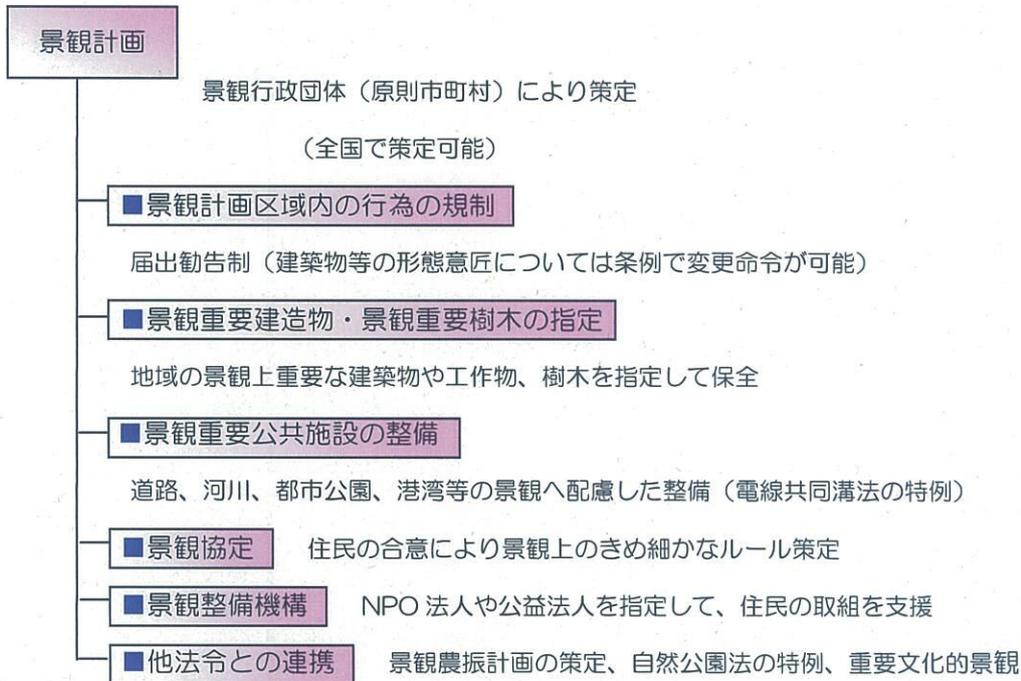
③土石の採取・鉱物の掘採

採取又は掘採の方法	・主要眺望地点からの見え方に配慮した土石の採取又は鉱物の掘採の方法とすること。
遮へい	・敷地周囲の修景緑化に努める等、主要眺望地点からの見え方に配慮した遮へい措置を講ずること。
事後措置	・採取又は掘採後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、緑化に努めること。



※景観行政団体 (R2.1.1 現在)

岡山市・倉敷市・早島町・新庄村・瀬戸内市
真庭市・高梁市・津山市・奈義町



景観行政団体*による景観計画の作成

*景観行政団体は、県、指定都市及び中核市並びに県と協議をした市町村である。

景観計画区域

●建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とする規制誘導を行う。

景観地区（都市計画）又は準景観地区

●都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定する。



景観協定

●住民合意(全員合意)によるきめ細やかな景観に関するルールづくりを行う。



景観協議会

●行政、住民、公共施設管理者などが協議を行い、景観に関するルールづくりを行う。

景観重要建造物・景観重要樹木

●景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全する。



景観整備機構

●NPO法人や公益法人を景観行政団体の長が指定。景観に関する住民の取組の支援や景観重要建造物・樹木の管理を行うことができる。

屋外広告物法との連携

規制緩和の活用

参考

景観法の対象地域のイメージ



出展：国土交通省「景観法の概要」より